

令和7年9月

河内長野市議会定例会

議 案 書

(3日目追加)

| | | |
|--------|---|---|
| 議案第75号 | 河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の改正について | 1 |
|--------|---|---|

河 内 長 野 市

議案第 75 号

河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の改正について

河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 11 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

河内長野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年河内長野市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「及び市長」を「、市長」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに市長又は教育委員会が第 4 項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第 9 条第 1 項に規

定する準法定事務」を加え、同条第4項中「前2項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1に次のように加える。

| | |
|---------|---|
| 8 市長 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
| 9 教育委員会 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第2第1項中「又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）」を「、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は住登外者宛名情報」に改め、同表第2項中「又は予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する情報」を「、予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表第3項中「又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第

123号)による自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表第4項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表第5項から第11項までの規定中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表第12項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表第13項中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表第14項中「又は健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく事務事業の実施に関する情報」を「、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく事務事業の実施に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表第15項中「外国人生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加える。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。